

新型コロナウイルス感染症対策
特別委員会記録

令和2年8月6日

【開催日】 令和2年8月6日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時10分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地論
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	総務課長	田尾忠久
総務課新型コロナ対策室長	河田圭司	企画部長	清水保
企画部次長兼企画課長	和西禎行	企画課主幹	工藤歩
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦
福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子	子育て支援課長	長井美由子
経済部長	河口修司	商工労働課長	村田浩
商工労働課主査兼商工労働課係長	宮本渉		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
------	------	-------	-----

【付議事項】

- 1 第18回新型コロナウイルス対策本部会議の報告について
- 2 事業の進捗状況の報告等について

午前 10 時開会

高松秀樹委員長 それでは、おはようございます。ただいまより、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を始めます。本日は、基本的に全て報告をしていただくということで皆さんに集まってもらって、執行部の出席を求めています。まずは報告をしていただいて、途中、職員の入替えもありますが、質疑等がある委員に対しては質疑を求めたいと思います。それではまず最初に、第 18 回新型コロナウイルス対策本部会議の報告についてですが、本日また県から、近隣市で 1 名の感染者が出たということもあります。その報告は恐らくないと思いますが、今回の本部会議の報告について、まず報告をお願いいたします。

田尾総務課長 それでは、7 月 30 日木曜日 9 時 30 分から 9 時 50 分まで行われました、第 18 回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議の報告をまずさせていただきます。その報告事項は、当日の会議と近況の新型コロナウイルス感染状況の報告も併せてさせていただく予定です。まずは、1 の報告事項からいたします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 第 18 回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議の資料を御覧ください。次第 1 の報告事項において、まず、山口県内での新型コロナウイルス発生状況等について、健康増進課から報告しております。資料の 1 ページをお開きください。この資料は、7 月 29 日現在で作成しておりますので、本日は最新値を口頭で報告させていただきます。まず、山口県での感染者数は、8 月 5 日 18 時現在で 60 名、うち入院が 12 名、退院が 48 名です。ただ、先ほど第 61 例目が確認されたとの報告がありましたので、感染者数は現時点では 61 名となっております。この方の入院か否かの報告は、まだ入ってきておりません。次に、市町別の件数で変更があったのが、第 61 例目を加えると、下関市が 12 件に、宇部市が 6 件に、山口市が 11 件に、防府市

が5件に、下松市が8件に、山陽小野田市が4件になり、そして、新たに美祢市が1件となっております。次に、(2)のPCR検査の状況ですが、これは8月5日18時現在で4,166件、そして(3)の相談件数は、3万5,933件となっております。次に、2ページをお開きください。山口県内の発生状況です。2ページに記載している37例目までは、5

月上旬までに陽性が確認された方です。3ページをお開きください。71日ぶりに新規感染者数が確認されたのが、第38例目です。この新規感染者が確認された7月15日以降、先ほど加わりましたので、本日までに24名の方の感染が判明しております。この資料はナンバー51までとなっていますが、この資料作成後、現在までに10名の新規感染者数が確認されております。そしてこの表の45例目、表の記載はありませんが、第56例目、57例目の方の居住地が山陽小野田市となっております。健康増進課から報告させていただいた内容は以上となります。

田尾総務課長 それでは引き続きまして、協議事項に入ります。協議事項1、8月1日から8月末日までの施設利用について報告させていただきます。まず4ページをお開きください。これは、国の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、8月1日以降における催物の開催制限等についてという通知文が来ましたので、私のほうでかい摘んで御紹介をさせていただきます。1、催物開催の目安を御覧ください。ここには、8月以降のイベント開催については、人数上限(5,000人)を撤廃するとの目安を示してきたが、全国的な移動による感染リスクの拡散などにより、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、催物開催の目安を以下のとおりとする、とあります。内容は、屋内、屋外ともに5,000人以下。上記人数要求に加え、屋内にあっては、収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保できること、とあります。そして4ページ一番下、なお、9月以降の取扱いについては、別途通知する、とあります。5ページを御覧ください。2、催物の開催にあたっての留意事項と

ということで、2行目の終わりにあるように、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと、とあります。続きまして、3、祭り等の行事の開催にあたっての留意事項。1行目にあるように、祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、①全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。②地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、4行目にあるように、引き続き適切な感染防止策を呼びかけるとともに、一番下にあるように、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと、という通知がありました。6ページを御覧ください。その通知の別紙ですが、こちらはイベント開催制限の段階的緩和の目安ということです。ステップ1、ステップ2、ステップ3としてきておりまして、この会議のときにはステップ3ということで、屋内50%以内、人数上限が5,000人、屋外が十分な間隔、できれば2メートルで、人数上限が5,000人とありましたところ、一番下になりますが8月末までこれを維持するという方向で出ております。続いて7ページを御覧ください。こちらにはコンサート、展示会、プロスポーツ等ということですが、いずれも7月10日からのステップ3を維持するという方向で出ております。右側のお祭り・野外フェス等を御覧ください。全国的・広域的なものについては、8月末までバス。地域の行事については、特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可、マルということになっております。続きまして、8ページを御覧ください。こちらには、外出自粛の段階的緩和の目安ということで、一番下にあるように、8月末まで県をまたぐ移動はマル。右側、観光ですけど、それまでは三角でしたが、8月末まで観光もマルとなっております。続きまして、9ページを御覧ください。こちらにはクラスター発生施設の外出自粛や休業要請の段階的緩和があります。真ん中にある、接待を伴う飲食業、ライブハウス等につきましては、8月末

まで、クラスターが発生した場合等には、休業要請等を検討となります。そして右側、カラオケやスポーツジム等、こちらにはバーも含まれますが、それらにつきましては、人数管理、感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等遵守、知事の判断とクラスターが発生した場合等には、休業要請等検討するとなっております。以上が国の通知です。これを踏まえまして、この7月30日現在での近隣の状況というのを確認しておりますので御紹介させていただきます。まず、山口県の状況です。口頭で申しますが、山口県では、現状の方針を維持する。大都市圏への訪問については慎重に検討した上で、感染防止対策が不十分な飲食店や、ナイトクラブは避けていただきたい。新しい生活様式の徹底と継続を行っていくということです。続きまして、お隣宇部市の状況。宇部市は、国や山口県の方針に沿って、現状の方針を維持するということです。下関市の状況です。下関市についても宇部市と同様に、国や山口県の方針に沿って、新しい生活様式を実践していくということです。以上近隣の状況の報告を踏まえまして、山陽小野田市の方針ですが、10ページを御覧ください。8月1日から8月末までの施設利用についてということで、主な利用条件は、国の通知に伴いまして、それに沿って決めています。まず、屋内貸館施設について、引き続きソーシャルディスタンスを踏まえ、施設ごとに人数制限を行う。屋内運動施設の利用について、引き続き「収容人数の半分以下、かつソーシャルディスタンスを確保できる人数」とする。屋外施設の利用については、引き続き「5,000人以下での利用」とする、という条件にしております。これに伴いまして、2の各施設を御覧ください。まず市民部関係です。市民体育館のトレーニングルームにつきましては、7月31日までの制限内容、利用制限として、利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。21時以降は利用休止とする。距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の感染防止対策を実施する、とありまして、これを8月末まで継続します。続いて、不二輸送機ホールの楽屋1、スタジオ。こちらにつきましては、利用休止。室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため、ということで、これも

8月末まで継続します。大ホールは、利用制限ということで、利用人数を370人以下、これは固定席746の2分の1程度とし、これを8月末まで継続する。続いて小ホールは、利用制限ということで、利用人数を60人以下とする。これを8月末まで継続する。続きまして市民館は、調理室の利用制限ということで、利用人数を12人以下とする。器具使用後の消毒、試食は横一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施をする。これを8月末まで継続する。続いて文化ホールは、利用制限として、利用人数210人以下、これは固定席436席の2分の1程度とする。これを8月末まで継続する。続きまして、5の福祉部。こちらは、若干、追加があります。まずスマイルキッズのキッズキッチンは、8月31日まで利用休止。それからキッズキッチン以外は利用制限がありまして、ちょっと読み上げますね、キッズキッチンは利用休止し、幼児を対象としていることから、調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、利用休止を継続。ただし、水分補給は可。キッズキッチン以外は利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。利用する時間は最大2時間とする。これに8月1日からは条件を追加いたしまして、子供の感染拡大防止のため、利用の2週間以内に県外へ移動している方の利用を制限することを追加しました。これを8月末まで実施します。児童館につきましては、7月31日までは利用制限はありませんでしたが、8月1日からは、今と同じように、利用の2週間以内に県外へ移動している方の利用を制限するということを追加します。続きまして11ページを御覧ください。7の経済部商工センター2階と3階の会議室ですが、7月31日までの制限内容は、水分補給を除く会食の禁止、感染防止対策の徹底が困難であるためということで、これを8月末まで継続いたします。勤労青少年ホームは、公民館の利用条件と同じとするということで次の公民館を御覧ください。9教育委員会、公民館の調理室は、利用制限として、利用人数を各テーブル4人以下とする。器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなどの新しい生活様式を実施する、これを8月末まで実施する。音楽室は利用休止。室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないということで

8月末まで、これを継続します。続きまして、きらら交流館の調理室も、利用制限、利用人数を各テーブル4人以下、器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなどの新しい生活様式を実施します。そして、きらら交流館のサウナは、3人までの利用とする。これを8月末まで実施いたします。最後に、中央図書館個人席の利用制限は、半数の利用に限る。これを8月末まで実施します。DVD視聴ブース、これは個人ブースの5分の3、及び複数人ブースを利用不可とします。これは3密の回避とソーシャルディスタンスを確保するためであります。これを8月末まで実施いたします。以上が施設の利用制限で決定したことです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 本部会議の説明は以上ということで、多少最新情報も含めて報告していただきました。委員の皆様から、何か質問、質疑があれば、お受けいたします。

山田伸幸副委員長 2ページ、3ページの発生状況の中で、56、57例目が山陽小野田市ということだったんですが、年齢がもし分かれば教えてください。あ、年代か。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 56例目、57例目ともに50歳代です。

高松秀樹委員長 性別はいいんですか。

山田伸幸副委員長 性別は。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 とともに男性です。

吉永美子委員 まず最初に感じたのは、この会議自体の時間がたった20分で終わられていて、今御説明があっただけでも20分掛かっているんですが、本当にきちんと協議されたのかなっていうところを、申し訳ないけ

どちよつと思つてしまいました。というのが、やはり今のこの状況っていうのは長く続いていて、どうしても市民にいろんな制限を掛けているということに対して、やっぱり本当に真剣に考えていかなきゃいけない。かといって、ではコロナ対策は当然しなきゃいけないというところで、協議を本当に深めていただきたいと改めて思ったところです。その施設利用についての制限がずっと続いていて、8月1日からも制限は変わらないということですが、この点に対して、市民からの御意見とか御要望とかといった何かの動きはないのでしょうか。

田尾総務課長 特にはありません。

吉永美子委員 団体とかにはもう徹底されて、それで仕方ないねとなっているという認識でよろしいですかね。

田尾総務課長 そのように認識しております。

宮本政志委員 今、PCR検査はどういう状況になったら受けられるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 こちらの判断は県でされますので、確実なことではありませんが、現在は濃厚接触者だとか、コロナウイルスの疑いがかかなり強い方を対象としていると聞いております。

宮本政志委員 例えば発熱したり、風邪の症状がよく分からないと。病院に行つて、その病院がこれは検査したほうがいいなと思えば保健所のほうに連絡して、必要性があれば受けるっていう、そういう流れっていうのは変わってないということですね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そのように聞いております。

宮本政志委員 例えばこれ私費で、自分のお金でPCR検査を受けたいというときは、これは本市っていうよりも県内と思うんですけど、それは可能なんですか、それともできないんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 私が把握している限りでは、今自費でのPCR検査を県内で行っているか、把握しておりません。

宮本政志委員 把握してないってことは、東京とか行くと、例えば、PCR検査が3万円台とか、抗体検査が1万円前後とか、そういうふうに自費で病院に行ってできるっていう状況なんですけど、今把握してないということは県内でできるかできないか分からないってことですよね。できるかもしれないということ、病院に行けば。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 これは恐らくということですが、今県内ではまだPCRの検査に余裕がありますので、まだそうやって自費でという体制までは行ってないのではないかと思います。済みません、思いますという回答で申し訳ありません。

伊場勇委員 PCR検査のことについてなんですが、宇部には検査センターができて、たくさんの受入れもしっかり対応できると新聞等で読んだんですけども、現にPCR検査を受けたいけど、受けさせてくれなかったっていう電話を、実際に市民の方からもらいました。「受けたかったけど、受けることができなかった」と。「熱があって、3日下がらなかったけど、できなかった」と言われたんですね。市民の方からそういった電話とか、市には入っていないんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そのような連絡が健康福祉センターに入っていると耳にしておりますが、市の健康増進課には入っておりません。

伊場勇委員 やはり心配で受けたいけど受けられないという状況はよくないと

思うんですよ。その方は仕事も休まれて、子供も学校を休ませて、不安だけど、結果が分からないからって。すごい不安がられたんです。受けた人はしっかり受けられるような体制っていうのは作らなきゃいけないと思うんですけど、市として、どういった対応等を取っていかうというお考えがあれば教えてほしいんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず1点といたしまして、先ほど宇部にあるPCRの検査センターの話がされましたが、これは圏域での検査センター、いわゆる宇部・小野田・美祢圏域で、まず1か所を宇部に立ち上げるという流れになっておりますので、もし山陽小野田市民の方でも必要性があれば、検査センターがきちんと宇部で立ち上がれば、そこでPCR検査を受けることは可能です。ただ、PCR検査、今まだ行政検査で行っておりますので、あくまでも医師、若しくは県が必要とされた方しか受けられない現状です。その辺の基準はもう県で決めておりますので、なかなか市の段階で緩めるというのは難しいと考えております。

山田伸幸副委員長 PCR検査をなかなかできないハードルの一つに、国の指定を受けなくちゃいけないということがあろうかと思うんですが、この宇部の検査センターはその指定を受けて、検査薬等もきちんと提供された、そういうセンターなんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 指定というところは、ちょっと今よく分かりませんが、宇部で行うのは、この度、県が県内の8医療圏域に最低1か所ずつ検査センターを設置する、それを県が委託するという流れです。この度、宇部が、宇部・山陽小野田圏域で1か所目ということで、県の委託を受けるという流れになっております。

山田伸幸副委員長 その検査を受けるためには、医師からの紹介か何かで受けられるということでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 あくまでも医師が必要と認めた場合となっております。

吉永美子委員 先日、テレビ報道で2万5,000円だったかな、自分で検査したのを送って、しばらくしたらその結果が来るというのが、多少経費は高いかなと思うんですけど、それで陰性であるっていう証明書は更に5,000円だったと思うんですが、今お話聞くとやっぱり医師からの話がなければ受けられない。その中で、何か自分も不安だなあという、医師のところまで行かなくても不安だなあというので、そういったことを受けてみようかなっていう人がもしかしたらだけとおられるかもしれない。こういった情報っていうのは、やはり行政に対しては入ってこないんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 情報というのは、自費の2万5,000円で受けられるという検査の情報ですか。（発言する者あり）自費で受けられるというのは私も報道では見ましたが、県からちょっとこういう情報があるというのは下りてきておりません。ただ、県も随時、今、実を申しますと、もう抗原検査だとか抗体検査、唾液だとか鼻咽頭とかありますが、徐々に範囲を広げてきております。その辺の情報というのは、逐一下ろしてきていただいている状況です。

山田伸幸副委員長 保健所について、以前、幾ら電話しても全くつながらなかったということなんですが、今はそういうことはなくなっているとは聞いているんですが、体制とかその辺で強化されたのか、また、市町村への協力、共同という要請があるのかどうなのか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 宇部健康福祉センターの体制強化について、人数的なものの把握はしておりません。ただ、もう、かなり繁忙してきたときには、市から応援に行くというような協定的なものは結んでおりますので、必要があればうちからも応援に行くような体制の準備は取っ

ております。

水津治委員 施設の利用状況なんです、不二輸送機ホールの大ホールと小ホール、市民館の文化ホール、ステップ③、7月10日以降の利用状況が分かれば教えてもらえますか。

田尾総務課長 現在のところありません。

藤岡修美委員 コロナ後、屋外施設で利用者、今までは名前だけ書くような感じだったのが、その後、住所、連絡先を書くようになって、それは何かあったときの連絡先を把握するというか、接触確認を考えてのことだと思うんですけども、利用に際して、各施設で非接触型の体温計というか、その辺りの設置等々は考えておられるかどうか。

田尾総務課長 公共施設におきましては、総務課に今3台あるのと、社会福祉課が避難所関係で26台設置しております。今のところ、以上です。

藤岡修美委員 各施設、これから利用者は注意が要ると思うんですが、その辺りの設置は考えておられますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 非接触型の体温計につきましては、すいません、ちょっと記憶の範囲になりますが、各公民館等でも購入されていると思います。

藤岡修美委員 私が屋外の施設を使わせてもらうときに、特にそういったので現場の受付等々でチェックがあった記憶はないんですけども、それは、屋内の公共施設に限って用意してあると理解していいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 恐らくそうではないかと。ちょっとその運用までは事細かにこちらでちょっと把握しておりませんので、恐らく屋内

の方を中心にされているのではないかと思います。

藤岡修美委員 今後、屋外のそういった施設に配置するという考えはまだないと理解していいですか。

田尾総務課長 現在のところ、設置する予定はありません。

藤岡修美委員 私が関わっている地元のスポーツクラブで、例えばサッカー場等々で使うときに、そういったものがあればいいなという相談があったので、一応お聞きしたまでです。

宮本政志委員 これだけ感染者が増えてきますと、物すごい問題になっているのが差別です、感染者に対する。そういった市の対応っていうのは、この本部会議では、書いてないけえ出ていないのかな。

川地総務部長 本市でも4例目が出ておりますけども、その際におきましては、市長のメッセージとしまして、人権は守らなければならない、差別をしてはならない、そういうことを起こさないようにというメッセージを出していますし、ホームページでも今それを啓発しております。

宮本政志委員 ということは、もし感染者の方がそういった被害を受けたっていうときは、市に相談があれば、一応対応する体制は取れていますよと解釈していいですか。

川地総務部長 その辺は当然、対応しなければならないとは考えております。

伊場勇委員 国から示された方針、5ページなんですけれども、地域で行われる盆踊り等っていうところで、接触確認アプリっていうのは、高齢者の方々がたくさんいらっしゃるような、そういう地域のイベント等で活用することはちょっと現実的ではないなと思うんですが、イベント参加者

の連絡先等の把握を徹底することを促すとありますが、連絡先等っていうところは、その他どういうことを情報として持つとかなければいけないのか。そして市民の方から、イベントやるときに、どういった情報をしっかり持つておかんといけんと問合せがあったとき、市はどう対応するのか。その辺教えてください。

田尾総務課長 これ以上のことはちょっと分からないんですけど、「等」に何があるかというのは。書いて字のごとくしか分かりません。

伊場勇委員 それでは、連絡先は必ず聞くように徹底するというのをしっかり伝えるってということですか。

田尾総務課長 国の通知はそのように書いてありますので、これに準じてやっていただきたいということです。

伊場勇委員 分かりました。10、11ページの中の施設利用についてですけど、スマイルキッズと児童館だけ利用日の2週間以内に県外へ移動していないこととありますが、子供にうつらないようにと言われましたが、例えば違うところで、2週間以内に県外へ行った方が行くとして、そこに子供さんが行けば同じことになりませんか。ここだけ何で2週間以内に県外へ移動していないことっていうのを入れたのか。全部、その利用制限の中に入れてもいいんじゃないかなと思うんですけど。もう少し考えを具体的に教えてください。

長井子育て支援課長 スマイルキッズについては、子供たちの夏休み期間が始まったことと、お盆期間の里帰り等もありますので、また、子供がたくさん集まる施設ということで、このような制限を設けさせていただきました。

伊場勇委員 里帰りをされる方は子供だけじゃないですよ。里帰りをして、

サウナへ行く人もいるでしょうし、地域の公民館に行く人もいるかもしれませんよね。その辺は、今のところ制限しないでいいという判断と理解していいですか。

田尾総務課長 その判断で結構です。

山田伸幸副委員長 これは商工の方にお聞きするのがいいかもしれませんが、現在、西部石油が定期点検に入っているはずなんですが、この間、大学周辺のコンビニに行ったら労務者らしき方がおられたんですが、県内か県外かちゅうのは分かりませんでしたけれど、かなりの人数の方が来られているんですね。そういった方々の宿泊とか食事とか、その際に、市民との接触があり得るのかどうなのか。聞いておられればお答えいただきたいんですが。

境田危機管理室長 先日、西部石油の方が市役所に来庁されまして、会社の対応としましては、まず、ホームページで今回の定期修理の必要性をホームページで説明をすると聞いております。それに対してかなりの従業員の方が出入りすると聞いておりますけども、その従業員の方に対しても、3密を防ぐため外出させない、飲食店には行かせない、工場内でも毎朝必ず検温するといった体制を取る、との情報提供を頂いております。

山田伸幸副委員長 どの程度の人数の方が市内に宿泊しておられるのか。外に出るなということですが、パチンコ屋等で見掛けたという話も聞いているんですが、その辺で厳密にそういったことが守られているのかどうなのか、その辺いかがでしょうか。

田尾総務課長 西部石油の方からの資料によりますと、1日平均、工事の動員人数は3,000人とのことで、そのときのお話ですと、できるだけ外に飲食に行かないようになどをお願いすると聞いておりますので、今言ったことがどちらで聞かれたか分かりませんが、そういったことはない

と信じたいと思っています。

高松秀樹委員長 この定修の期間は、いつからいつまでになっていますか。

田尾総務課長 工事期間の予定ということでその当時はお話があって、9月、あ、もう入っているの。（「入っている。7月から」と呼ぶ者あり）すいません、ちょっとその当時の資料が古いもので、予定が早まっておるようでした、この当時は9月上旬からという報告がありました。

高松秀樹委員長 こういうプラント会社の定修って、コロナ対策を相当厳しくやっているはずなんですよ。今ちょっと総括的に説明されたんですが、そこをしっかりと聞いていただいて、どういうコロナ対策をしているのかってというのは、今分からなければ、また後日報告をしていただければと思います。

山田伸幸副委員長 今の9月上旬と言われたんですが、定修というのは止めてから入るんじゃないんですよ。その事前作業というのが1か月ぐらい掛かるんです。実は私以前、西部石油の定修の仕事に入ったことがありまして、1か月ぐらい前から、機器を止めるためにいろんなところに職人が入って、バルブを止めたり交換したりとかといった作業をどんどんやっていって、それを全部止めてから初めて定修工事が始まるんですよ。その事前作業が1か月ぐらい掛かりますので、今言った9月上旬というのは、それは恐らく定修のスタートだと思いますが、もう既に相当数職人等が入ってきていると思いますので、正確に情報をつかんでおいていただきたいと思います。

高松秀樹委員長 今のは結局、僕たちも正確な情報を市民から求められたときに、安心材料としてこういうことをやっていますよって言う必要があるもので、そこはしっかりまた報告してください。ほかにありますか。今、帰省の時期じゃないですか。国もちょっと何かいろいろよく分からない

ような状況で、各知事も国とはスタンスが違ったりするんですが、本市の帰省に関する考え方を教えていただきたいんですが。

田尾総務課長 国の指針に沿っておりますので、県をまたぐ移動は可能です。ただ、感染防止対策をしっかりとっていただきたいということです。

高松秀樹委員長 恐らく、言い回しが重要になってくると思うんですよ。ちょっとその言い回しを正確に伝えてもらえますか。

田尾総務課長 これは、山口県から出ておるものです。マスク、手洗い、消毒を徹底。感染防止対策が不十分な飲食店、ナイトクラブ等は避けて。帰省は慎重に検討の上、予定される場合は、帰省前2週間、感染リスクを避けて。症状があれば、帰省の自粛を。帰省後、症状が出た場合は、すぐに保健所に相談を。特に、お年寄り等との接触、会合への出席は絶対に避けて、ということです。

高松秀樹委員長 それは、県のですか。

田尾総務課長 山口県から出されたもので、本市もこれに沿って実施します。

高松秀樹委員長 はい、沿ってやるということ。

山田伸幸副委員長 今、全国的にも話題になっておりますG o T oキャンペーンで、市内に対象となる施設があるんですか。

田尾総務課長 今この場では分かりません。商工労働課が来れば分かるかもしれません。

高松秀樹委員長 そうしたら、後で商工労働課がいますので、途中職員の入替えをして、そこで商工労働課に答えていただきたいということをお伝え

ください。はい、そのほかありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、事業の進捗状況の報告等について、これも引き続きやったほうがいいですか。（「企画までやろうや」と呼ぶ者あり）もう1時間たつんで。（発言する者あり）やりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら、行きますよ。特別定額給付基金事業。総務課から報告をお願いします。

河田総務課新型コロナ対策室長 それでは委員会資料を1枚めくっていただきまして2ページ、A4横長の資料を御覧いただければと思います。最初のところにこれまでの経緯を掲載しておりますが、前回報告させていただいた内容から追加になりましたところの御説明をさせていただきます。7月2日に全体の約2.2%に当たります未申請の632世帯に申請勧奨はがきを発送しております。その後も給付の手続を進めてまいりましたけれども、8月4日には、発送予定と記載しておりますが、実際に発送しております。0.9%、257世帯の方にはがきを発送しております。その下ですが、資料作成しました7月30日現在ということで給付等の状況を記載しておりますけれども、世帯の給付率が30日現在では98.71%となっております。その下に今度は、今後についてということで記載しておりますけれども、資料を作成しました8月7日までの給付見込みということで計算しており、こちらの数値は、世帯の給付率が98.91%、個人ですと99.38%になります。最新の情報をこちらで御紹介させていただきますと、8月12日までに給付を終える見込みとなっておりますのが世帯給付率99.04%、個人の給付率が99.46%になると見込んでおるところです。こちらも多くの方に御申請いただいて、職員の手伝いはもちろんですが、特に福祉部から本当に全面的な御協力を頂きまして、申請のお手伝いですとか施設や事業所に連携をしていただいたり、生活保護を受けられている方はケースワーカーに御支援を頂いたり、また社会福祉課と協力して地域の民生委員の方にも申請の勧奨について御協力を頂いたり、本当に施設事業所、病院の職員の方々にも手伝っていただくという、多くの皆様の御協力を頂きまして、こういった給付率に到達することができたのではないかと考え

ておりますので、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。御説明のほうは以上です。

高松秀樹委員長 説明が終わりましたので、質問があれば。

吉永美子委員 御報告いただいたところで、8月4日にはがきの発送は257世帯っておっしゃいましたね。それで、結局、未申請が309世帯ということは52の差があるわけですが、現実はこの事業が始まって決定してから後、世帯数を把握した後に亡くなったとかもあったと思うんですが、52世帯の内訳が分かれば教えてください。

河田総務課新型コロナ対策室長 309世帯ということで資料は上がっておりますけれども、その後も申請等がありまして、最新の状況で未申請の方のはがきの数を出しておりますので、差が309からまた少し減ってまいるわけです。その差につきましては、まず一つ目は、基準日現在は山陽小野田市の住民票に記載があった方なんですけど、その後申請に至らずに、単独世帯の方でお亡くなりになられた方の場合には受給権が消滅しますので、そちらの差があるということですか、辞退されている方もありまして、前回御報告させていただいた数から若干増えておりますけれども、8世帯、10人の方が辞退をされておられる。あるいは、基準日以後に、今コロナウイルスの関係で住民票の届出も遡りが可能になっておりますので、その辺りで遡った日付で提出されたり、そういった差がありますので、こういったかい離があると捉えていただければと思います。

吉永美子委員 では、死亡は何人ということになりますか。

河田総務課新型コロナ対策室長 亡くなられた方は37世帯なので、単身世帯で37人の方になります。

吉永美子委員　そうすると、今回、当然ながら100%に行かないっていうのはね。頑張ってください、本当に有り難く思います。もうこの8世帯10人はいわゆるしませんって辞退があった、そして、37人が亡くなっているということで、これ以外の方々については、何とか給付ができる方向になりそうですか。

河田総務課新型コロナ対策室長　やはり期限の最後まで、お一人の方にも多く届けたいという思いがありますので、随時、その後に住民票を移されていて転居されてないかとか、もしそれが遡ってでも届出があれば、新しい住所に御案内をすとか、できる限りコンタクトを取って給付につなげてまいりたいと考えております。

水津治委員　この度の振り込みは指定された金融機関ということで、中には指定された金融機関に口座をお持ちでない方も多々おられたと思うんです。今後影響があるような件数でしたか、どうでしたか。

河田総務課新型コロナ対策室長　やはり口座の開設がどうしても困難な方というのがいらっしゃいます。私の経験から申しますと、今、短期在留の外国人の技能実習生の方などが市内にも多くいらっしゃって、在留期間に応じて、金融機関で口座の開設が認められないといったケースがあります。そういった場合には、もう御本人確認をさせていただいた上で窓口において現金給付させていただくとか、現金書留でお送りさせていただくとかといった対応をさせていただいておりまして、対象となる方が、今、7世帯ほどあり、現金給付で対応させていただいております。

高松秀樹委員長　ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、新生児応援金給付事業についての報告をお願いします。

和西企画部次長兼企画課長　1枚めくっていただいて、新生児応援金給付事業の資料を基に御説明させていただきます。6月議会で予算を可決してい

ただいた後、作業に入りました。4月28日から7月3日までにお生まれの方42件を対象に、7月7日に最初に発送させていただき、今現況と書いておりますが、7月末現在で67件の方に発送し、今49件の申請があるというところです。対象は今400人と予算は見積っておるところです。申請のない方への対応ですが、今後、この申請件数の状況を見ながら、どのタイミングでもう1回勸奨通知を送るかどうかは、中で検討しながら進めていきたいと思えます。7月1日の広報に掲載させていただくとともに、ホームページ等への掲載もさせていただいております。簡単ですが、以上です。

吉永美子委員 今思ったんですけど、頑張っていたらいいんですが、週単位で新生児の状況を集約し申請書等を送付ということなんですが、出生届を出しに来られますよね。違うんですけど。そのときに、申請書をお渡しするっちゃうのは無理なんですか。

工藤企画課主幹 申請書等のお渡しする方法については、内部でも検討しました。ただ、住所地じゃないところに出生届を出されるケースもありますし、お生まれになった方の世帯に的確に申請書を届ける方法としまして、郵送を選んだということです。

高松秀樹委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしければ、ここで休憩を取って、職員入替えをします。暫時休憩しますが、再開は5分でいいですか。11時5分に再開します。それでは、暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時5分再開

高松秀樹委員長 それでは、休憩を解きまして委員会を再開します。次の報告は子育て支援課の子育て世帯への臨時特別給付金事業についてです。報

告をお願いします。

長井子育て支援課長 子育て世帯への臨時特別給付金については、一般会計補正予算の第4回補正で8,038万7,000円の事業費を御承認いただきましたので、事業の進捗状況について御報告します。この臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対して臨時特別給付金を支給するものです。ただし、この児童手当を受給できる世帯は本則給付に該当する世帯で、受給者の所得が所得制限限度額以上の特例給付の世帯は対象外です。また、公務員の児童手当は所属長を通じて支給されておりますが、今回の臨時特別給付金は、住所地の自治体から支給されます。それでは、お手元の資料4ページを御覧ください。公務員を除いた児童手当を受給する世帯に対する支給については、受給対象児童が7,122人です。支給事務に関しましては、5月26日までの期間に子育て世帯への臨時特別給付金受取拒否の届出書を提出した者はなく、支給要件の整っていた7,107人分に対して支給決定通知書を6月4日に発送し、6月8日に支払いました。対象児童数と支給決定児童数に差がある理由は、臨時特別給付金の受給要件である令和元年度の現況届を未提出の者や、児童手当の認定に必要な添付書類を提出していない者がいるためです。これらの書類を遅れて提出した者等に対し7月8日に6名分を支払い、8月7日に1名分を支払う予定にしております。いまだ8名分の未払がありますが、今後も書類の提出を求め、児童手当が遡って支給されると認められた場合には、特別給付金の対象となりますので、給付事務を進めてまいります。公務員分については6月1日から申請書の受付を開始し、審査の後、7月29日に決定通知書を発送し、8月5日に552人分を支払いました。公務員の受給者数については正確な人数が把握できませんが、各所属官庁が申請勧奨を行っております。公務員分については受付期間が11月末までとなっておりますので、今後の申請につきましても速やかに審査を行い、支給決定後に振り込みます。給付の支給額につきましては8月7日に支払予定分も含

め、公務員を除く受給者に対しては1人1万円ですので7, 114人分で7, 114万円、公務員に対しては552人分で552万円、合計7, 666人分で7, 666万円を支出しております。以上で、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する御報告を終わります。

高松秀樹委員長 委員の質疑を求めます。

吉永美子委員 現況届未提出者の方々には当然、督促していかれると思うんですが、この現況届を出さないとこれからの児童手当の受給に関して支障を来すということはないのでしょうか。

長井子育て支援課長 昨年6月の現況届が未提出の方々ですので、それ以降の児童手当の支給が止まっております。ですので、随時、現況届の申請勧奨はこれまでも行っておりますが、いまだにまだ提出されていない方が数名いらっしゃるということです。

吉永美子委員 やはり個々の事情っていうのをきちんとつかんで、出していくようにというのは、当然ながら勧奨していかれているんですね。

長井子育て支援課長 何度か勧奨のお手紙等を差し上げておりますが、いまだ応じていただけない状況です。

高松秀樹委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、次の新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業について報告をお願いします。

長井子育て支援課長 続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業について御説明します。この事業につきましては、一般会計補正予算第7回で2, 955万8, 000円の事業費を御承認いただきましたので、資料5ページから8ページまでに沿って事業の進捗状況を御報告します。この事業は、新型コロナウイルス感染症対策として市内の保育

所及び子ども・子育て支援事業計画に基づき実施している一時預かり等の事業を実施する保育施設等に対して、令和元年度分の国庫補助所要額と合わせて1事業当たり50万円を上限とし、公立の施設に対しては感染症対策に必要な消耗品や備品等を購入します。また、私立の施設に対しましては感染症対策のために、各施設が購入した消耗品や備品等の購入費用に対し補助を行うための費用です。これにより、各施設を利用する者が安全に利用できるよう環境整備を行うものです。補助金の交付対象事業か所数につきましては、資料5ページにあるとおりです。補正予算成立後に私立の事業実施者に対し事業の内容を説明し、補助の対象となる新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品や備品等を選定し、購入の準備を進めていただいている状況です。今後、補助対象経費については、資料6ページから8ページまでの補助金交付要綱に沿って申請していただくこととなりますが、補助金交付申請書を提出された事業実施者は、まだいません。公立施設については消耗品費で、消毒液、手袋、非接触式電子体温計等の感染症拡大防止に使用する物品を随時購入しております。備品につきましては、購入に必要な手続を進めているところです。以上で、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業に関する御報告を終わります。

高松秀樹委員長 委員から、質疑をどうぞ。

山田伸幸副委員長 この交付要綱を見てもみますと、交付対象者が市内に所在する認可保育所、地域型保育事業を行うもの、延長保育うんぬん、いろいろあるんですが、未認可保育所は対象外でよろしいのでしょうか。

長井子育て支援課長 対象外です。

山田伸幸副委員長 認可されていないけれどもいろんな保育事業を行っている。これに対して、認可を受けてないから悪いんだっていうふうな形の一種の処分だと思うんですが、何か相談等はあったのでしょうか。

野村子育て支援課主査 認可外の保育所につきましては県の管轄になりますので、この補助金等については県で御案内していると認識しております。

高松秀樹委員長 県に申請したら補助金が出るようになっている仕組みですってということですか。

野村子育て支援課主査 そのとおりです。

高松秀樹委員長 金額は同等ですか。

野村子育て支援課主査 金額につきましては国の要綱に従って行っておりますので、同じ金額の1施設当たり50万円までとなっております。

高松秀樹委員長 ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)そうしたら、ここで再度休憩して、職員入替えをします。再開を30分にします。それでは、暫時休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時30分再開

高松秀樹委員長 それでは、委員会を再開します。次は商工労働課から、事業継続給付金事業についての報告をお願いします。

村田商工労働課長 それでは、事業継続給付金事業について御説明します。お手元に山陽小野田市事業継続給付金事業についてというA4の1枚紙があると思いますので、それに沿って御説明させていただきます。まずは1、事業概要ですが、これは参考までに当事業の概要を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。説明は省略させていただきます。

次に2、申請状況についてですが、申請期間が6月1日から7月31日まででした。申請数は1,192件、6月に833件、7月に359件の申請がありました。業種別に見てみますと、資料には上位から主なものを掲載しており、建設業関係が301件、割合は全体の25.2%、飲食関係が238件、割合は19.9%飲食以外の小売が124件、割合は10.4%、理美容関係が94件、割合は7.8%となっております。最後に支給の状況ですが、7月31日現在で1,006件、2億120万円の振り込みが完了しています。説明は以上になります。

吉永美子委員 やはり、かなりの事業者の皆さんが大変な思いをして、申請をされてきたっていうのはよく分かるかなと思います。ここの主な要件というところですが、この主な要件、ほかにありますでしょうか。ほかの要件をお知らせください。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 他の要件として、本市の市税及び国民健康保険に滞納のないこと。それと、暴力団その他反社会的勢力に該当しないこと、そういった要件が入ります。

吉永美子委員 この滞納がないことっていうのは、どの部分までの滞納ということでの認識でしょうか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 滞納のないことっていうのは、税務課及び国保年金課に滞納の照会をしております。滞納ないことの条件としては、商工労働課が照会を掛けた時点での納期限の来ているものを対象としています。

吉永美子委員 何をお聞きしたいかという昨年の滞納があるなら分かるんですよ。今コロナの中で本当に売上げとかに大きな影響を受けている。だからこそ、こういった申請を出されるわけじゃないですか。そうすると、6月1日が納付期限のものもありますよね。だから6月1日が納付期限

なんだけど、結局、この20万円を受けることによって、税金も納められる。本当に大変な思いをしていたわけでしょ。そういったところで納付ができるっていう認識の下で、結局、市から言われたのは、6月1日現在の分が入っていないと。だからそれを納めてからにしてくださいと言われたっていうことで、結局、大変な思いをしているから20万円が入ることによって、固定資産税だろうと思っていますが、そういったものが払えるっていうところがあって、昨年が滞納なら分かるんですけど、大変な思いしていて、今、ホームページでも、大変な方は分納ができません、相談してくださいって言っているわけでしょう。それで6月1日分が入っていないから結局申請をされたときに、まだ入っていないから駄目ですよと。それが入ってからですよっていうことを言われて、それで、結局納付した後の形になったっていうふうな状況もあると思っていますが、こういったことっていうのは昨年とかなら分かるけど、今年度までそこまで厳しくする必要がありますか。苦しいから申請するわけですよ。いかがですか。考え方として。

村田商工労働課長 税の滞納につきましては、議員のおっしゃられるとおり、申請した時点で、税の滞納があるかないかで判断します。税務課に照会を掛けるんですが、税務課からは商工労働課に詳しい内容というのは当然、個人情報関係などで教えていただけません。税の滞納があるということをお聞きした時点で、事業者の方に税務課にお問合せくださいということでお話をさせていただいて、6月1日の納付期限のもの等につきましては、もし支払っておられない場合は市役所に来て支払っていただくか、コンビニ納付等で支払っていただいた場合は、タイムラグがありますので、領収書を持ってきていただいた場合に交付をまた進めて、なるべく早く交付するように進めていったつもりです。ただ、税の滞納につきましては、昨年度の滞納も今年度の滞納も全部滞納ということでこの度処理させていただいたんですが、大変申し訳ないんですが、これを要件としておりましたので、支払っていただいたらすぐにその分はできる限り早く交付させていただくということで進めました。

吉永美子委員 私の感じることがおかしいでしょうか。昨年度とかその前とかを本当に滞納している方が申請してきたんなら違うでしょってことは分かるんですよ。だけど、今年度に入ってまず第1回目でしょう、6月1日が。固定資産税なら6月1日、市県民税だったら6月30日となっていますよね。大変な思いをしている人、コロナで本当にいろんな事業所の人が大変な思いしているからこそ、これだけの申請があるわけだけど、本年度の申請のときのこの瞬間で入っていないから駄目ですよってということで、そんなに厳しくする必要はあるんでしょうか。この事業を継続する意思を確認しているわけですから、継続するための給付金ですよ。何かとっても冷たく感じたんですけど、こういったことについて今年度はどうなのかっていうところの議論は全くされなかったんでしょうか。

村田商工労働課長 今年度、市の融資制度等を参考にしてこの制度設計をしたんですが、税の滞納は全て同じで処理していくという方針を決めまして、先ほど御説明しましたように、支払っていただいたらなるべく早く交付するよう努力をしました。

高松秀樹委員長 税の滞納って、そもそも税金の滞納も含めてそのほか延滞金とか督促料金とかも税の滞納に含まれるということですよ。

村田商工労働課長 全部含まれます。

高松秀樹委員長 例えば7月31日又は30日に申請をされて、その後照会を掛けて滞納がありましたと。その場合はもう受け付けているので、税金の滞納解消された申請者の方に関しては、そのまま支給という方向になるということですか。つまり、7月31日に完納してなくても、その後完納したことによって支給できるということですかね。

村田商工労働課長　そういった方につきましては、資料の不備ということで、
8月20日までに税金を支払っていただければ、そのまま交付しますと
いうことで文書を出しております。

宮本政志委員　地方創生臨時交付金がこの度あると思うんですが、それを充当
した事業ですよ。充当するための要件として6月1日からとしないと
いけなかったんですか。それとも、これは全く充当する要件には関係な
かったんですか。

村田商工労働課長　それは関係ありません。

山田伸幸副委員長　実は、私も1件相談を受けました。以前から、税金だけで
はなくて国民健康保険料の滞納もあった方なんですけれど、この20万
円をもらうために何十万円も払うことができんと言って、結局申請を諦
められたんですよ。これがきっかけで、もう事業をやめようかというふ
うな形になっているんですよ。結局、商工労働課の施策によって、廃
業者がまた一人増えるかもしれないという状況が今、生まれています。
これは別の方なんですけど、国民健康保険料を、かなり金額が大きいん
ですが、分納の約束をしているんですけど、これも滞納扱いされたとい
うことなんですけど、それはどうですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長　税務課及び国保年金課からは、分納の場
合も滞納扱いになると聞いております。

山田伸幸副委員長　分納の約束をしてきちんと守っている方に対して給付金を
支給しないというのは、やはり、山陽小野田市の商工労働課は業者を守
るという立場に立っていないとしか思えないようなやり方だと思うんで
すが、そういうことでいいんでしょうかね。中小業者の営業と暮らしを
守っていくという、そういう立場に立つ気はないんでしょうか。

村田商工労働課長 当然、商工労働課としては中小企業者を支援していくという使命がありますので、おっしゃられるとおり、支援していきたいと考えておるんですが、ただ、税金の滞納等につきましては、うちの補助金もそうなんですが、ずっとそれを要件としてきましたし、払っていただくことが、税は大変申し訳ないですけど、当然のことですので、そこは最低限の要件として考えております。

吉永美子委員 もう1回確認したいんですが、例えば、市県民税が6月30日となっている。これが、例えば、市県民税第2回目、8月31日になっています。今月の31日まで。それを結局、9月になっても支払っていない場合は、何日まで、8月31日時点で入っていなければもう滞納扱い、9月何日までやったらまだそういうところまではならないとか、そういう基準はあるんですか。滞納としての扱いというところですか、完全に。

村田商工労働課長 申請していただいて、照会した時点、税務課に照会した時点で滞納と出てきたら、それを滞納ということで支払っていただきます。

高松秀樹委員長 滞納というのは、いつから滞納になるのかということを吉永委員は聞きたいと思うんですよ。

村田商工労働課長 納期限の翌日から滞納になります。

宮本政志委員 当初、5月頃出た対象事業所の見込みというのは2,300社でよかったですか。

村田商工労働課長 予算の作成のときに2,300社ということで、国の統計調査である経済センサスを参考に予算化しました。

宮本政志委員 そうすると2,300件の対象予定、今の1,192件、これ

は100%という解釈でいいでしょ。1,192件申請があつて、100%を給付していますよという解釈でいいんですか。

村田商工労働課長 要件に達してない方は交付しないので、それが何件になるかは、今から結果が出ます。

宮本政志委員 1,192件の中でも、要件を満たさないところが出てくるし、そもそも申請する前に、主に税金の関係と思うんですけど、諦めて申請をしていないケースというのは把握していますか。

村田商工労働課長 申請する前のことは把握しておりません。

松尾数則委員 ちょっと確認をしておきたいんですが、業種の中に、例えば農業関係者というのが入っていたような気がするが、全然ないけど、そういう申請は出なかったという意味なんですか。

村田商工労働課長 農業関係は申請が少なかったので表に入れていないだけで、15件ぐらいありました。

高松秀樹委員長 表の割合を足してみると62.3%ぐらいですよ。ということは、その他が約38%と置いていいということですか。

村田商工労働課長 かなり多くの業種から申請がありましたので、割合にしたら本当に数%となってしまいます。

高松秀樹委員長 だから表に書いてないところが多い。

藤岡修美委員 建設業が割と多いのに驚いたんです、比率的に。コロナの影響があるのかなと考えますけれども、今、全申請数に対する割合は出されているんですけども、例えば業種ごと、建設業関係の業者の中で301

件がどのぐらいの割合なのか、その辺りの数字は検討されたんですか。

村田商工労働課長 一応申請のときに、小分類、例えば職人であるとか家とかの建設工事であるとか土木工事であるとか、そこまでは記入していただくようにはしておるんですが、そこまで詳細には、まだ出しておりません。

高松秀樹委員長 藤岡委員が言われるのは、例えばこの建設業関係が301件ですけど、全体が何件あって、301件申請ですというところのデータがありますかということです。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 今回、申請書のほうに日本標準産業分類の中分類表を入れるようお願いをしております、この分類でいけば、建設業関係は総合工事業という全般の工事と職別工事業と設備工事業というものに分かれております。それを足して301にしているんですけど、その内訳を申しますと、総合工事業が133、職別工事業が100。

村田商工労働課長 補足させていただきます。この建設業は個人業者と法人も全部含めての数字になってくるんですが、法人については事業所統計調査上、市内に事業所として228の数があります。そのほかは個人で申請されてきた方だと思いますので、市内にそういった方が何人いらっしゃるかっていうのは把握しておりません。

高松秀樹委員長 コロナとは直接関係ないけど、やっぱり商工としては、市内に存在する商工業者が、法人か法人じゃないかを別にしても、どのぐらいあってどういう仕事しているのかというデータベースは構築しとかなないと、まずいような気はしますよね。今後、是非検討していただきたいと思います。でないと、今の藤岡委員の質問には恐らく答えられないということになりますので。

山田伸幸副委員長 国の交付金の場合は、かなり申請が難しかったということなんですけど、本市の交付金の申請においては、窓口でどのようなサポートをされたでしょうか。

村田商工労働課長 基本、郵送でお願いしますということであったんですが、やはり来られる方が大変多かったように感じます。その来られた方で、全く何も分からずに来られた方とかいうのもおられましたので、そういった方につきましては、その場で一緒に書いたり、添付書類にこういうものが要りますよと丁寧に説明したりしたつもりです。

高松秀樹委員長 今回、郵送受付、国と違って郵送受付があったんで、国の持続化給付金を申し込んだ方にとっては、同じような手続だったから、見やすかったという声も確かに聞いております。

水津治委員 申請数が1,192ということで、これを全部支給したとしても、予算額に対して50%。例えば20%以上減少していなかったとか、今日の段階で要因を分析か何かしておられますか。

村田商工労働課長 まず、予算ですけど、この経済センサスは、例えば大企業のチェーン店だとか支店だとか、景気に左右されにくい業種、例えば医療とか、そういったのも含まれておりますし、セミリタイア状態で、お店をほとんどやっておられない方も含まれておりますので、当初から少し多めの予算設定ではあったと認識しております。さらに、20%以上の売上の減少があるということを要件にしておりますので、実績の数字がそこまで落ち込んでいらっしゃる事業所もいらっしゃるのかなと思います。宇部のハローワークで雇用調整助成金といって、休業期間中に従業員に給料を支払った場合に補助金を交付するという制度があるんですが、この実績につきましても、ハローワーク宇部管内、宇部市と山陽小野田市と美祢市になるんですが、この管内で、下関、山口のハローワークの管内と比べて、人口はあんまり変わらないんですが、申請

件数が半分であるという状況もあると聞いております。ですから、宇部、山陽小野田地域は、飲食業とかそういった苦しい業種も多いとは思いますが、事業継続給付金の対象になるほど売上げが落ち込んでいらっしゃる事業者もいらっしゃるのではないかと考えております。

山田伸幸副委員長 私もいろいろ昔からの付き合いで個人事業主を知っているんですが、「申請行ったかね」と言ったら、「面倒くさいことは分らん」と言われたんですよ。敷居が高いというかね、しかも仕事を休まないといけない。毎日毎日現場に出て働いている方にとって、非常に難しかったというのを、その方との話で率直に感じました。郵送はできるんですけれど、もう疲れ果てて帰ったら酒飲んで寝るという方でしたので、僕もサポートしようかなと思ったけど、もうその意欲さえないというかね、もう本当に毎日毎日仕事に追われているという方です。そういった方も含めて、工事業というのはかなり多くの方が個人でやっておられて、申請にまで至らないというのが、私は相当おられるんじゃないかなと思っていますので、今後、こういったことがあったときのために、そういった方々も含めて、市でデータの収集といいますか、そういったことも含めてやっておかないと、山陽小野田市がどういう人たちによって成り立っているのかが分からないまま、ずっと続いてしまうと思いますが、いかがでしょうか。

村田商工労働課長 まず、申請につきましては国に準じて行ったんですが、なかなか難しいという方もいらっしゃいましたので、こちらでも、できる限りのサポートをしてきたつもりですし、商工会議所で週2回ほど、6月までの間なんですが、経営相談を行っている中、職員が出向いて行って、一緒に受付のお手伝いをしたりとか、そういったことはさせていただきました。今後、こういったことが起きたときに、なるべく簡易的なやり方にしたりとか、申請のしやすい方法を検討してまいりたいと思います。

高松秀樹委員長　続きまして、スマイルチケット発行事業の報告をお願いします。

村田商工労働課長　それでは続きまして、山陽小野田市商品券発行事業の進捗状況について御報告します。山陽小野田市商品券発行事業という資料を御覧ください。これに沿って御説明させていただきます。まず1、取扱店についてですが、当事業を実施するに当たりまして、商品券の取扱店を7月1日から7月31日までの1か月間で募集しました。申請件数は全部で462店でした。この商品券は、参考欄に記載していますとおり専用券、これは市内の飲食店、小規模事業者、タクシー事業者が対象となります。共通券、全店対象となります。この二つに分かれております。それぞれの件数を記載していますが、まだこれは審査中ですので、件数が変わる可能性はあります。それでは結果なんですが、山陽地区につきましては専用券90店、共通券31店。小野田地区が専用券167店、共通券174店です。業種別に見ますと、飲食業78店、小売業のうち専用券81店、共通券78店、合計が159店。サービス業のうち専用券が43店、共通券が24店、合計が67店。そのほかのうち専用券が17店、共通券が11店、合計が28店。おのだサンパークのうち専用券が38店、共通券が92店、合計が130店でした。参考までに昨年度のプレミアム付商品券の取扱店の店舗数は298店でした。なお、7月31日までで募集を締め切っていますが、これは市民の皆様の商品券と一緒にお送りする取扱店リストに掲載することができる締切日で、現在も取扱店はホームページ上で随時募集しております。次に、スケジュールですが、基準日、その日に住民基本台帳に記録されている方が商品券の配布の対象となる日なんですが、この基準日を8月1日に設定しております。そして、8月の下旬までに商品券、取扱店のリストなどの印刷を行います。9月の中旬から中旬までに商品券の封入作業を行います。9月の中旬から各世帯に郵送できるよう調整しております。市民の皆様には、お手元に届いた日から使用できるようにしたいと考えております。

今後、8月15日、9月1日の広報などで決定した内容を随時掲載してまいりたいと考えております。説明は以上です。

吉永美子委員 現在、462店舗で変わるかもしれないということなんですが、前回、昨年度よりも164店舗も増えております。頑張っていたのだと思います。増えた業種、その点が分かればお知らせいただきたいのと、その他というのが多少あるんですが、これはどういうものを意味するか、この2点をお知らせください。

村田商工労働課長 増えた業種は飲食店と理美容関係といったところですね。これは要望も出てまいりましたので、こういった事業をやりますと組合にお知らせしまして、組合から事業者へPRしていただいております。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 その他は、工務店関係とかが多かったです。

吉永美子委員 それでは次なんですが、この住まいる奨励金の関係の店舗は全て入ったという認識でよろしいですか。

村田商工労働課長 住まいる奨励金は現在262店登録していただいております。住まいる奨励金の参加者がどのぐらい応募していただけたかはまだ集計しておりませんが、住まいる奨励金の協力店には、当事業のお知らせの文書をお送りして、是非参加してくださいということでお願いしておりますので、恐らく、多くの店に登録していただけたんじゃないかなと考えております。

吉永美子委員 8月下旬には商品券の印刷をして封入等をして郵送ということなんですが、封筒としてはどのぐらいの大きさですか。

村田商工労働課長 A5を予定しております。

吉永美子委員 A5というのと、「A4の半分」と呼ぶ者あり）これでいくと、
現在でも462店舗ですよね。高齢者が見られたときに、ある程度の大きさがないと、本当に見づらいと困るということで、どのように工夫を
しておられますか。

村田商工労働課長 協力店の一覧につきましては、なるべく見やすいようにデザインして
くださいと印刷業者に伝えております。高齢者世帯につきましては、お配りした後に、民生委員に
回っていただくようにしておりますので、もし見にくいとか、そういうのがありましたら、ちよ
っと大き目の協力店の一覧を準備したいと思っております。

吉永美子委員 民生委員が回られるのは、高齢者だけの二世帯か一世帯で
したっけ。高齢者全てが該当するようになりますか。

河口経済部長 高齢者の実態調査の関係と同じような形でということで、福祉
部と連携をして、お願いしたところです。基本的には高齢者実態調査
ですので、65歳以上の単身世帯、75歳以上の夫婦なりということにな
ると思います。その方々のところを、回り方も民生委員にお任せしてと
いうことで、福祉部と協議をして連携しているところです。

吉永美子委員 最後にしたいと思います。この委託業者が二つありますが、業
者名をお知らせください。

村田商工労働課長 商品券の印刷が凸版印刷で特別定額給付金と同じ業者です。
封入がジップという会社で岡山県にあります。凸版印刷の関連会社にな
ります。

吉永美子委員 どこまでが市内の業者を使うんですかね。これには全く使わな
いんですしたっけ。

村田商工労働課長 協力店のチラシとか、そういったものにつきましてはなるべく市内業者をお願いしたいと考えておりまして、チラシは市内業者をお願いして作成しました。

吉永美子委員 ごめんなさいね、何回も。チラシとはどういうものですか。

村田商工労働課長 A4の取扱店の募集のチラシを作成していただきました。

吉永美子委員 そうすると、取扱店ですよというような、分かるようなやつ。そういうものを貼ったりとかはないんですか。

村田商工労働課長 取扱店には、いつもと同じようにステッカーを準備するのと、のぼりとポスターも検討しております。ただ、商品券とデザインを同一のものにしようと考えておりますので、凸版印刷をお願いしたいと考えております。

山田伸幸副委員長 使用期限のことで厳密にお願いをしたいんですが、私の知識だと半年間が商品券の使用期限となるんじゃないんですかね。ですから、先ほど届いた時点からってというのはちょっと矛盾するんですけど、どうなるんでしょうか。

村田商工労働課長 仮に9月からとしても、2月28日までが使用期限になりますので6か月以内になろうかなと思います。

山田伸幸副委員長 スタートは9月1日からということになるんですか。私の認識では10月1日スタートと思っていたんですけど、違っていただけですね。

村田商工労働課長 スタートはなるべく早くしたいと考えておりまして、9月

中旬に発送を行いますので、届いた時点から使っていただけるようにしたいと考えております。ですから9月の、例えば15日に発送したとすれば、届いた日から、次の日に使える方もいらっしゃるでしょうし、1週間後の方もいらっしゃるかと思うんですが、お手元に届いた日から使っていただくようにしたいと思っております。

高松秀樹委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしければ、今委員のお手元に感染症対策に係る事業一覧があると思います。この事業一覧に総額が出ておりませんが、総額を言います。補正額の総額が74億2,037万6,000円。次に、財源内訳の特定財源が64億7,151万9,000円。最後に、一般財源が9億4,885万7,000円ということで、この一覧表を事務局及び執行部に作ってもらいました。この際ですので、財源等について質問があれば、担当部署をお呼びしていますので、質問を受け付けたいと思います。

宮本政志委員 一般財源の総額9億5,000万円弱、これが財調ですか。

和西企画部次長兼企画課長 この資料は全てが入っているわけではありませんで、GIGAスクールの関係が抜けております。当初の話から若干させていただきますけれども、今回コロナの事態が起きる前の令和2年度の予算作成時に財政調整基金が概算で29億7,000万円の残高がありました。今回コロナで13億9,000万円を対応しております。6月補正、それから8月補正含めて、コロナ以外のものがありますので、現在の残高が15億5,000万円になっております。

宮本政志委員 今回地方創生臨時交付金は、コロナに対してですから、感染症ですから、一旦財調が立て替えて、交付金が降りてきたら、財調に戻しますよという仕組み、それは間違いないですかね。

和西企画部次長兼企画課長 お見込みのとおりです。

宮本政志委員 コロナのほうで財調13億9,000万円でしょう。これが丸々、地方創生臨時交付金で戻ってくるということですか。どれぐらい戻ってきて、どれぐらい実際財調をコロナに使ったということになるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 現在、13億9,000万円に対して、約7.7億円入ってまいります。これが確定数値です。7億7,399万3,000円です。それにもう一つ、国の3次申請というのがありまして、GIGAスクール、それから、今回の厚陽の光ファイバー分、これが1次補正において1兆円あったんですけど、3,000億円分、簡単に言えば補助裏的な扱いになるんですけど、額がまだ確定しておりません。1億円から2億円は入るんじゃないかと思込んでおるんですが、この申請が秋から暮れになるというところですよ。

宮本政志委員 例えば、山口県は今回コロナで88%ぐらい財調が減少しているんですよ。今の数字をお聞きすると、市は、結局は、直接コロナで減ったというところは、全然そこまで行っていませんよ。どれぐらい行っていますか。交付金で返ってきたら、財調に組み替えるわけですから、本当に減ったというのは、どれぐらいの割合なんですか。

和西企画部次長兼企画課長 13億9,000万円に対しまして約7億7,000万円入ってまいりますので、6億2,000万円ほど市の財調で崩すという形になるかと思いますが、これにまた3次交付申請分が入りますので、ちょっと減るかなというところですよ。

宮本政志委員 そうすると市としては、コロナ対策に対して、まだ財調で対策を講じていく余力はありますよ、そういう意向もありますよという解釈してもいいんですか。それとも目一杯できついですかね。

古川副市長 企画部次長が説明いたしましたが、コロナ対策で使って、臨時交

付金で入ってきますが、基本的には財調は基準財政需要額に対しましてどのくらいというのがありまして、山陽小野田市では30億円ぐらい持っておくのが一番いい状況なんです。今の計算によりますと、9月補正の段階で15億5,000万円、コロナ対策の交付金で返ってくる7億7,000万円を足しまして、22億円から23億円ということになります。御存じのように財調というのは有事のときのために備えています。ですから、県も110億円あったのが90%を使う。東京も1兆円ぐらいあったのが、9,000億円使う。これは有事のときのための財調です。ので、できる限り持ちながら、今後、コロナもどうなるか分かりませんので、上手に持っておきながら、また、何かの対応には使っていきたいということで、現在、本来の目標の数字より落ちていますが、県や東京みたいには落ちていない。それなりに持っているんですけど、厳しい状況に変わりはないというのは御理解いただけたらと思います。

高松秀樹委員長 ほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで終わりたいと思います。以上で新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後0時10分 散会

令和2年（2020年）8月6日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高松秀樹